

(証券コード2354)
2022年4月28日

株 主 各 位

北九州市小倉北区米町二丁目1番21号

株式会社 YE DIGITAL

代表取締役社長 遠 藤 直 人

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送くださるか、4頁から5頁の「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年5月19日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年5月20日（金曜日）午前10時から（開場 午前9時）
- 2 場 所 北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
株式会社YE DIGITAL本社 プレゼンテーションルーム
- 3 株主総会の目的事項
報告事項 第45期（2021年3月1日から
2022年2月28日まで）
 - 1 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額（金銭）の改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の改定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.ye-digital.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎新型コロナウイルスの接触感染リスク軽減のため、本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身のご体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご体調のすぐれない株主様におかれましては、くれぐれもご無理なされませぬようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、ご入場時の検温、手指の消毒等の感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご来場なさらないで議決権を行使していただく方法として、同封の議決権行使書用紙の書面郵送やインターネット等により議決権を行使することが可能ですので併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。

<電子提供制度に関するご案内>

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及び掲載URL等を記載したお知らせ等）のみをお届けすることになります。

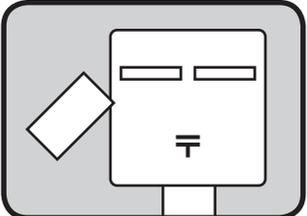
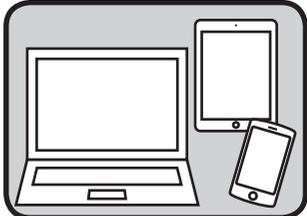
次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」の手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問合せください。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法については、次の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
		
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。	当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 ※次頁参照
株主総会開催日時	行使期限	行使期限
2022年5月20日（金曜日） 午前10時	2022年5月19日（木曜日） 午後5時15分	2022年5月19日（木曜日） 午後5時15分

【代理人による議決権行使】

株主様ご本人に代わって、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

【重複行使の取り扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

また、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただくことが必要となります。

スマートフォンでの議決権行使につきましては、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

当社の指定する議決権行使サイト	https://evote.tr.mufg.jp/
インターネットによる議決権行使期限	2022年5月19日（木曜日） 午後5時15分

(2) 利用環境の制限

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

《機関投資家の皆様へ》

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率が高まり、景気は持ち直しの動きがみられましたが、変異株発生による感染再拡大があり、エネルギー価格や原材料価格の動向が懸念されるなど先行き不透明な状況が続いております。

そうした中、当社グループが属する情報サービス業界では、新型コロナウイルス感染予防・抑止のためのICTの活用、サステナブルな社会実現への取り組みや企業の生産性向上を目的とした自動化・省力化、新たな付加価値の創出による事業強化・変革といったDX(デジタルトランスフォーメーション)等のデジタル関連需要が拡大しております。

このような環境の中で、当社グループは、中期経営計画「デジタル社会のリーディングカンパニー」の最終年度として、農業・社会基盤分野などへの新たなソリューション、サービスの投入によるIoTソリューション(ソーシャルIoT)事業の拡大やビジネス分野でこれまで培ってきたプライム力を活かしたビジネスDXの強力な推進に取り組んでまいりました。

ソーシャルIoTにおいては、物流や畜産分野での新たなソリューションの市場投入、食品加工分野の市場での優位性を獲得することができました。また、ビジネスDXにおいては、当社プライムでプロジェクトを推進・実行し、グローバル企業での経験・実績を獲得し、伸長することができました。

しかしながら、GIGAスクール構想での需要一巡による文教分野向けインターネット・セキュリティ関連製品の大幅な減少等により、当連結会計年度の受注高は141億28百万円(前連結会計年度比1.5%減)、売上高は137億25百万円(同5.2%減)となりました。利益面では売上高の減少等により、営業利益8億42百万円(同8.6%減)、経常利益7億23百万円(同11.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益4億3百万円(同37.0%減)となりました。

【ビジネスソリューション事業】

当事業では、企業向け基幹システム構築や健康保険者向けシステム構築は前年同期に比べ減少しましたが、移動体通信事業者向け開発は堅調に推移し、ERPソリューションは、当

社プライム案件でのビジネスDXの推進・実行により大幅に増加しました。

その結果、受注高は100億42百万円（前連結会計年度比11.7%増）、売上高は100億16百万円（同9.4%増）となりました。

【IoTソリューション事業】

当事業では、遠隔監視などのFAシステム開発は増加し、食品加工向けAI・IoT製品は堅調に推移しましたが、GIGAスクール構想での需要一巡により文教分野向けインターネット・セキュリティ関連製品が大幅に減少し、2020年7月の会社分割・株式譲渡の影響によりメカトロ機器向け組込開発や製造業向けIoT製品も減少しました。

その結果、受注高は40億86百万円（前連結会計年度比23.8%減）、売上高は37億9百万円（同30.3%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等によるエネルギー価格や原材料価格の高騰の影響等により、景気は、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われれます。

そうした中、当社グループが属する情報サービス業界では、社会や生活における様々な場面でのデジタル化が更に加速、拡大し、DXによる新たな価値や様式の創造等に向けたデジタル関連需要が拡大していくと思われれます。

このような環境において、当社グループは、新中期経営計画（2022-2024）を策定し、変革と挑戦により、お客様に感動を与える画期的なソリューションを提供し、「お客様に選ばれるNo.1企業」を実現してまいります。

具体的には、グローバルレベルの推進力と経験実績でビジネスDXの顧客拡大を図るとともに、画期的なIoTソリューションにより社会変革をリードしてまいります。

また、サービスビジネスにおいては、ビジネスDXとIoTソリューションとの連携強化や新たな付加価値の創出によりカスタマーディライトを実現するサービス体制の充実を図ります。

全社一丸となって努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億52百万円であり、開発生産性の向上やコストパフォーマンスの改善を目的とした開発用機器の導入、社内情報ネットワーク関連、基幹システム構築等に対する設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

上記設備投資の資金につきましては、自己資金を充当しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2018年度 (第42期)	2019年度 (第43期)	2020年度 (第44期)	2021年度 (第45期[当連結会計年度])
受 注 高 (百万円)	14,866	13,667	14,349	14,128
売 上 高 (百万円)	12,451	13,794	14,481	13,725
営 業 利 益 (百万円)	459	585	921	842
経 常 利 益 (百万円)	467	585	817	723
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	203	378	641	403
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.26	20.88	35.37	22.28
総 資 産 (百万円)	8,798	9,521	11,558	10,084

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	20百万円	96.67%	ソフトウェア開発
YE DIGITAL, Inc.	30万米ドル	100.00%	マーケティングリサーチおよびIoT製品の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、当社および連結子会社2社で構成され、情報システムの構築・運営、情報処理ソフトウェアの開発・販売等の情報処理サービスの提供を行っております。

当社グループは、ビジネスシステムの構築やサービスを主体とした「ビジネスソリューション事業」、IoT、AI・ビッグデータ分析技術を活用したソリューションや組込・制御システムの受託開発を主体とした「IoTソリューション事業」の2事業を展開しております。

【ビジネスソリューション事業】

- ・企業向け基幹システム（販売管理／生産管理／購買管理／計数管理等）の構築
- ・移動体通信事業者向けシステム（携帯電話の加入者管理／計数管理）開発
- ・健康保険者向けソリューションシステムサービスの提供
- ・ネットワーク／システム基盤の設計・開発
- ・アウトソーシングサービス（運用・保守等）
- ・インターネットサービス（受発注仲介システム等）
- ・自治体向け情報通信基盤（地域WAN／施設内のLAN）の構築・運営

【IoTソリューション事業】

- ・スマートロジスティクスソリューションの構築
- ・IoT／M2Mソリューションの構築
- ・AI・ビッグデータ分析
- ・医療機器（レントゲン機器／人工透析器等）の制御用ソフトやアプリケーションソフトの開発
- ・産業用／公共用の制御系アプリケーションシステム（上下水道の流量・水質管理等）の構築
- ・製品組込ソフトの開発
- ・セキュリティ関連製品（セキュリティ対応型サーバ／セキュリティ関連ソフト等）

(8) 主要拠点等 (2022年2月28日現在)

株式会社 YE DIGITAL	本 社	北九州市小倉北区米町二丁目1番21号
	支社・支店	三田オフィス (東京都港区)
		新大阪オフィス (大阪府大阪市)
	事業所等	新百合ヶ丘オフィス (川崎市麻生区)
		Smart Service AQUA (北九州市小倉北区)
株式会社 YE DIGITAL Kyushu	本 社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
		アジア太平洋インポートマート6階
YE DIGITAL, Inc.	本 社	アメリカ カリフォルニア州

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

従業員数 (前期末比増減)
613名 (24名増)

(注) 従業員数は、当社グループ (当社および連結子会社) から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

当連結会計年度の所要資金は自己資金を充当しました。

なお、当連結会計年度末における借入金残高はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式総数 18,126,845株

(自己株式355株を除く。)

(3) 株主数 11,012名

(前期比55名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 安 川 電 機	6,940	38.29
Y E D I G I T A L 従 業 員 持 株 会	957	5.28
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	768	4.24
株 式 会 社 福 岡 銀 行	260	1.43
野 村 證 券 株 式 会 社	117	0.65
株 式 会 社 柳 田 製 作 所	80	0.44
古 内 広 実	70	0.39
田 中 和 代	65	0.36
辰 田 直 久	64	0.35
三 浦 孔 路	63	0.35

- (注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、自己株式355株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年2月28日現在)

名 称	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権
発行決議日	2017年5月12日	2018年4月20日	2019年4月19日	2020年4月17日
保有者数および新株予約権の数				
当社取締役（社外取締役を除く）	3名 243個	3名 350個	3名 375個	3名 700個
当社社外取締役	－ ー	1名 58個	2名 48個	2名 90個
当社監査役（社外監査役を除く）	－ ー	－ ー	1名 24個	1名 45個
目的である株式の種類及び数	普通株式 24,300株	普通株式 40,800株	普通株式 44,700株	普通株式 83,500株
新株予約権の払込金額	1株当たり 684円	1株当たり 552円	1株当たり 276円	1株当たり 506円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年6月15日から 2057年6月14日まで	2018年5月29日から 2048年5月28日まで	2019年5月28日から 2049年5月27日まで	2020年5月26日から 2050年5月25日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			
名 称	第 5 回 新株予約権	－	－	－
発行決議日	2021年4月21日	－	－	－
保有者数および新株予約権の数				
当社取締役（社外取締役を除く）	3名 1,186個	－ ー	－ ー	－ ー
当社社外取締役	2名 150個	－ ー	－ ー	－ ー
当社監査役（社外監査役を除く）	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
目的である株式の種類及び数	普通株式 133,600株	－	－	－
新株予約権の払込金額	1株当たり 542円	－	－	－
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	－	－	－
新株予約権の行使期間	2021年5月25日から 2051年5月24日まで	－	－	－
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。			

- (注) 1 当社取締役（社外取締役を除く）のうち1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
- 2 当社監査役（社外監査役含む）には新株予約権は付与しておりません。
なお、監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
- 3 第1回新株予約権は、当社社外取締役に新株予約権は付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況 2021年4月21日開催の取締役会決議による新株予約権

名 称	第5回新株予約権
交付者数 当社執行役員	5名
新株予約権の数	462個
目的である株式の種類及び数	普通株式 46,200株
新株予約権の払込金額	1株当たり542円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年5月25日から2051年5月24日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社取締役および監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(注) 上記の執行役員には、取締役兼務者は含んでおりません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	遠藤直人	
取締役 専務執行役員	玉井裕治	IoT事業統括 組込・制御システム本部長
取締役 常務執行役員	久野弘道	管理統括 管理本部長
取締役	野口雄志	グリットコンサルティング合同会社 代表 株式会社グリッターフレンズ 代表取締役
取締役	下池正一郎	株式会社安川電機 ICT戦略推進室副室長
取締役	三浦正道	三浦・奥田・杉原法律事務所 パートナー
監査役（常勤）	城山忠毅	
監査役	平山雅之	株式会社FAMS 管理部長
監査役	大串秀文	西部電機株式会社 常勤監査役

(注) 1 2021年5月21日開催の第44回定時株主総会において、玉井裕治氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

- 2 取締役野口雄志氏、取締役下池正一郎氏および取締役三浦正道氏は、社外取締役であります。
- 3 監査役平山雅之氏および監査役大申秀文氏は、社外監査役であります。
- 4 監査役平山雅之氏は、株式会社安川電機において長年経理業務等を担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 当社は取締役野口雄志氏、取締役三浦正道氏および監査役大申秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 2022年3月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	下 池 正一郎	株式会社安川電機 執行役員 ICT戦略推進室長
監 査 役	平 山 雅 之	株式会社安川電機 理事 監査等委員会室長

(ご参考) 当社では執行役員制度を導入しております。2022年3月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 また は 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 務 執 行 役 員	石 田 聡 子	品質・業務改革本部長
常 務 執 行 役 員	大久保 誠 二	ビジネス事業統括 ビジネスシステム本部長
執 行 役 員	竹 原 正 治	株式会社アイキューブデジタル 代表取締役社長
執 行 役 員	宮 河 秀 和	デジタルプロダクト本部長
執 行 役 員	田 原 圭一郎	ソリューション営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員（社外役員を除く）がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

当該保険契約の被保険者は、社外役員を除く取締役および監査役です。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等		
		総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	171,531千円 (16,050千円)	99,120千円 (7,920千円)	72,411千円 (8,130千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18,420千円 (2,220千円)	18,420千円 (2,220千円)	—
計 (うち社外役員)	9名 (5名)	189,951千円 (18,270千円)	117,540千円 (10,140千円)	72,411千円 (8,130千円)

- (注) 1 監査役（社外監査役含む）への非金銭報酬等の支給はありません。
- 2 取締役の報酬額は、基本報酬については2002年6月13日開催の第24回定時株主総会において、月額10百万円以内と決議いただいております。上記の取締役の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は、6名（うち社外取締役3名）であります。また、基本報酬枠とは別枠で、2017年6月13日開催の第40回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を1,500個以内（うち社外取締役分は150個以内）とすることを決議いただいております。上記の新株予約権に関する報酬に係る取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。
- 3 監査役報酬額は、基本報酬については2001年5月15日開催の第23回定時株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。上記の監査役報酬限度額の定めに係る監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

<上記報酬等に関する事項>

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
当社は、2021年2月26日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
また、当社においては、取締役会の委任決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である遠藤直人氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認したため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬等により構成しております。

ii. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

iii. 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションにつき、役職位に応じて決定した個数を取締役会決議後、一定の時期に付与し、権利行使の条件として当社の取締役および監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に行使することとしております。

iv. 基本報酬または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合

基本報酬と非金銭報酬等の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえ、株主利益と連動し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

② ①に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけ、各取締役の基本報酬の額を決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会決議に基づいた報酬等の額、新株予約権の付与総数の範囲内において、取締役会決議を受けた支給内規にもとづき、各取締役の新株予約権の割当個数を算定し、取締役会で決議することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役下池正一郎氏および社外監査役平山雅之氏の重要な兼職先である株式会社安川電機は、当社株式の38.29%を保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。また、社外監査役平山雅之氏の重要な兼職先である株式会社FAMSは、株式会社安川電機の100%子会社です。

社外取締役野口雄志氏の重要な兼職先であるグリットコンサルティング合同会社ならびに株式会社グリッターフレンズと当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役三浦正道氏の重要な兼職先である三浦・奥田・杉原法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役大串秀文氏の重要な兼職先である西部電機株式会社と当社との間には特別の

関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	野口雄志	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、企業経営および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
取締役	下池正一郎	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、IT・DX戦略および人材開発等に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
取締役	三浦正道	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、法律家としての専門知識と幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘等、議案・審議に必要な発言を適宜行っており、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等のための重要な役割を果たしております。
監査役	平山雅之	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、社外での経験や専門性を活かし、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大串秀文	当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した13回の監査役会のうち12回に出席し、社外での経験や専門性を活かし、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
- 2 当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務は委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める職務義務違反・任務懈怠等の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められた場合は、監査役会がその決議に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として取締役会において決議し、定めております。

内部統制システムの概要については、以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令および定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。
 - ② コンプライアンス行動規準を制定し、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ③ コンプライアンス推進委員会で、全社的なコンプライアンス活動の推進および全社的な問題への対応を検討・決定し、各本部長は各部門のコンプライアンス担当となり部門内のコンプライアンス活動の推進および問題への対応を図る。
 - ④ 取締役および従業員に対して、法令および定款その他社内規程に適合した職務執行がなされるように必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生した場合には再発防止のために、速やかに研修を実施するとともに、社内電子掲示板や社内報等で啓蒙を図る。
 - ⑤ 社内通報制度を制定し、当社におけるコンプライアンスの問題を認知し、対応できるシステムを整備する。また、通報者の匿名性、権利保護を図るため社内通報窓口を外部専門機関に委託する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社は、株主総会、取締役会、監査役会その他全社会議体の資料および議事録、事業報告、計算書類、附属明細書および監査報告書等の法令や定款で作成・保管が義務づけられているものや決裁申請書等の会社の重要な意思決定、重要な職務執行に関するものについて、法令、定款および文書管理規程に従い文書または電磁的媒体にて作成し、保存する。
 - ② 前記の文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、知的財産権、災害等のリスクについては、それぞれの対応部署（事務局）で必要があると認めるときには規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成・開示を行う。また、重大な損害を与えるおそれのある場合には、当該対応部署（事務局）は速やかに代表取締役社長および経営会議へ報告する。
- ② 取締役および従業員に対してリスク管理・対応のための必要な研修を実施する。また、当社での重大な不祥事、事故が発生したもしくは発生するおそれがある場合には速やかに再発防止もしくは予防のための研修を実施するとともに、社内電子掲示板や社内報等で啓蒙を図る。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、代表取締役社長を対策本部長とし、各本部長と必要な人員で構成される危機管理対策本部を設置するなど危機対応のための組織を整備する。また、事前に危機対応マニュアルを整備し、危機発生時に迅速な対応を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 変化の激しい経営環境に対し、機敏な対応を図るため執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築する。
- ② Quarterly Business Review (QBR) において、経営目標を達成するための各事業の具体的方策を検討・決定する。
- ③ 経営会議において、月次の予算・実績管理および経営、事業における重要事項について多面的かつ組織横断的に検討・決定する。
- ④ 取締役会において、法令・定款に定める事項その他経営に関する重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行が効率的に行われていることを管理・監督する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要事項を決定する場合には、当社および子会社の社内規程に基づき当社の事前承認を得るとともに、業務上重要な事項が発生した場合は、都度、当

- 社に報告が行われる体制を構築する。
- ② 子会社の経営目標については、連結経営の視点から必要に応じて当社の経営会議等の全社会議にて検討・決定する。また、子会社の業績については定期的に当社へ報告が行われ、必要な助言、支援等を行う。
 - ③ 当社の管理部門その他関係部門が、子会社のコンプライアンス活動やリスク管理について、必要な助言、支援等を行う。また、子会社で事故、災害、不祥事等が発生した場合には、危機対応のための助言、支援等を行う。
 - ④ 当社は、子会社を管理する担当役員を置くとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社と協議、情報交換、必要な助言、支援等を行うことにより、当社グループ全体における業務の適正、効率性の向上を図る。
 - ⑤ 当社は、子会社を含めグループ全体のリスク管理体制の構築・維持を図るとともに、規程の制定、研修の実施、マニュアル等の作成など、当社に準じ、コンプライアンス体制の構築・運用を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、法務・CSR推進部、経理部の従業員に監査業務に必要な事項を依頼することができる。
 - ② 監査役により監査業務に必要な依頼を受けた従業員はその依頼に関して、取締役、部門長等の指揮命令や不当な制約を受けないものとする。
 - ③ 監査役職務を補助するため、監査室長は監査役担当を兼任し、監査役の指示による調査権限を認める。なお、監査役担当としての職務遂行にあたっては専ら監査役の指示に従う。また、監査役担当の人事に関する事項の決定にあたっては、監査役の同意を得る。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会、経営会議その他主要社内会議等を通じて、毎月の経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。

- ② 子会社の取締役、監査役および従業員は当社の監査役に対して、グループ監査やその他必要に応じ、経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項等の報告を行う。
- ③ 特に当社の監査役への個別の説明等が必要な場合は、当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員から内容報告、もしくは監査役から当社および子会社の代表取締役社長、取締役および従業員へ内容を聴取できる体制を構築する。
- ④ 当社および子会社の内部監査実施状況や社内通報窓口への通報状況・通報内容については、担当者から速やかに当社の監査役へ報告する。
- ⑤ 社内通報制度における通報者と同様に、当社の監査役への報告や説明をしたことを理由としていかなる不利益も課さない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と当社の代表取締役社長との間で、定期的に、情報および意見交換を行い、監査役監査の環境整備に努める。
- ② 監査役は、監査室と緊密な連携を保ち、必要があると認めるときには監査室に調査や追加監査の実施を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報交換を行い、必要があると認めるときは会計監査人に報告を求める。
- ④ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務については、請求により会社は速やかに支払いまたは処理を行う。

内部統制システムの運用状況については、以下のとおりであります。

取締役会は毎月開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の管理・監督機能を高めるため取締役会における審議の充実に努めております。

コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制については、各々の会議体を定期的で開催するとともに、それぞれの対応部署で適宜、運用上見いだされた問題点等の是正・改善、関係者への研修を適宜行い、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の管理担当役員が子会社管理担当となり、「関係会社管理規程」に基づき管理を行うとともに、当社の取締役および従業員が子会社の取締役または監査役に就

任し、子会社の取締役会に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜発言を行い、子会社の適正な業務運営の管理・監督を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査の実効性を高めるため、法務・CSR推進部、経理部の従業員による補助、取締役や使用人からの報告、取締役や使用人に対する聴取が円滑に行われるような取り組みを行っており、監査役会は、監査室（内部監査）や会計監査人と、各々の監査の役割・機能の実効性をあげるため緊密な連携をとっております。

内部監査については、社長直属の専任である内部監査担当1名他兼務の内部監査担当2名が、毎年、重点監査テーマを定め、監査実施計画を策定のうえ、社内の全部門を対象に書面監査や実地監査を実施しています。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,040,421	流動負債	2,622,155
現金及び預金	2,735,402	支払手形及び買掛金	958,195
受取手形及び売掛金	3,395,039	未払費用	1,222,262
電子記録債権	99,997	未払法人税等	82,914
商品及び製品	9,075	役員賞与引当金	21,300
仕掛品	430,866	その他	337,482
原材料及び貯蔵品	16,188		
その他	358,629		
貸倒引当金	△4,778		
固定資産	3,044,054	固定負債	2,862,439
有形固定資産	659,018	退職給付に係る負債	2,068,044
建物及び構築物	531,298	資産除去債務	147,200
機械装置及び運搬具	780	長期前受金	632,895
その他	126,939	その他	14,300
無形固定資産	371,213	負債合計	5,484,594
ソフトウェア	359,846	(純資産の部)	
その他	11,366	株主資本	4,436,771
投資その他の資産	2,013,823	資本金	702,721
投資有価証券	36,870	資本剰余金	356,721
関係会社株式	429	利益剰余金	3,377,448
退職給付に係る資産	501,265	自己株式	△119
繰延税金資産	1,119,200	その他の包括利益累計額	△88,356
その他	356,056	その他有価証券評価差額金	9,029
		為替換算調整勘定	△208
		退職給付に係る調整累計額	△97,177
		新株予約権	239,622
		非支配株主持分	11,843
		純資産合計	4,599,881
資産合計	10,084,476	負債純資産合計	10,084,476

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,725,533
売上原価		9,544,837
売上総利益		4,180,695
販売費及び一般管理費		3,337,728
営業利益		842,967
営業外収益		
受取利息	586	
受取配当金	500	
保険解約返戻金	384	
保険事務手数料	1,465	
雇用助成金・奨励金	324	
為替差益	82	
未払配当金の除斥益	650	
その他	147	4,141
営業外費用		
持分法による投資損失	118,687	
売上債権売却損	699	
保険解約の損	3,713	
その他	238	123,339
経常利益		723,770
税金等調整前当期純利益		723,770
法人税、住民税及び事業税	256,509	
法人税等調整額	56,971	313,481
当期純利益		410,289
非支配株主に帰属する当期純利益		6,345
親会社株主に帰属する当期純利益		403,943

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,721	356,721	3,154,773	△119	4,214,097
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△181,268		△181,268
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			403,943		403,943
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	222,674	-	222,674
当 期 末 残 高	702,721	356,721	3,377,448	△119	4,436,771

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	9,369	△2,478	△216,149	△209,258	141,954	12,497	4,159,290
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△181,268
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							403,943
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△339	2,269	118,972	120,901	97,668	△654	217,916
当 期 変 動 額 合 計	△339	2,269	118,972	120,901	97,668	△654	440,590
当 期 末 残 高	9,029	△208	△ 97,177	△ 88,356	239,622	11,843	4,599,881

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記＞

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社名

(株)YE DIGITAL Kyushu

YE DIGITAL, Inc.

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社名

(株)アイキューブデジタル

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちYE DIGITAL, Inc. の決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

(イ) 評価基準 … 原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ロ) 評価方法

商品及び製品：移動平均法

仕掛品：個別法

原材料及び貯蔵品：移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（原則3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

連結子会社については、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

<表示方法の変更に関する注記>

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期前受金」は613,929千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払配当金除斥益」は750千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1 工事進行基準による収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 1,482,099千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは受注制作のソフトウェアのうち、成果の確実性が認められる契約について、工事進行基準を適用して売上高を計上しております。工事進行基準の適用にあたって用いられる進捗度は、原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。

原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の person 費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積もっております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 411,386千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,127,200株

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①2021年5月21日定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	90,634千円
1株当たりの配当額	5円
基準日	2021年2月28日
効力発生日	2021年5月24日

②2021年9月29日取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	90,634千円
1株当たりの配当額	5円
基準日	2021年8月31日
効力発生日	2021年11月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年5月20日定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	90,634千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	5円
基準日	2022年2月28日
効力発生日	2022年5月23日

3 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

(1) 2017年6月13日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式	50,100株
------	---------

(2) 2018年5月25日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式	64,100株
------	---------

(3) 2019年5月24日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式	59,200株
------	---------

(4) 2020年5月22日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式	110,600株
------	----------

- (5) 2021年5月21日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 180,200株

<金融商品に関する注記>

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、資金調達は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、これらについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,735,402	2,735,402	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,395,039	3,395,039	—
(3) 電子記録債権	99,997	99,997	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	10,840	10,840	—
(5) 支払手形及び買掛金	(958,195)	(958,195)	—
(6) 未払費用	(1,222,262)	(1,222,262)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
時価のない関連会社株式	429
非上場株式	26,030
合計	26,460

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1 1株当たり純資産額	239円89銭
2 1株当たり当期純利益	22円28銭

< 資産除去債務に関する注記 >

1 資産除去債務の概要

本社及び事業所について、建物所有者との間で不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から18年、割引率は0.310～0.034%を採用しております。

3 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	146,780千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	420千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	147,200千円

＜重要な後発事象に関する注記＞

当社は、2022年4月1日付けで退職金・年金制度の改定を行い、安川電機企業年金基金における資産の一部を確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移換しました。

その結果として、翌連結会計年度に特別利益3億97百万円程度を計上する見込です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社 Y E D I G I T A L
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 嵯峨 貴弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 波田 博之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 Y E D I G I T A L の 2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Y E D I G I T A L 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,366,712	流動負債	2,271,965
現金及び預金	2,247,970	買掛金	1,008,393
受取手形	10,262	未払金	51,532
売掛金	3,222,423	未払費用	969,617
電子記録債権	99,997	未払法人税等	38,140
商品	9,075	未払消費税等	24,232
仕掛品	417,462	前受金	164,388
貯蔵品	16,188	預り金	13,199
前渡金	36,763	その他	2,460
前払費用	109,883		
その他金	200,556	固定負債	2,639,734
貸倒引当金	△3,872	退職給付引当金	1,909,258
		長期前受金	588,579
		資産除去債務	141,896
固定資産	3,180,965		
有形固定資産	651,999	負債合計	4,911,700
建物	526,209	(純資産の部)	
機械及び装置	780	株主資本	4,387,324
工具、器具及び備品	125,010	資本金	702,721
		資本剰余金	356,721
無形固定資産	388,934	資本準備金	356,721
ソフトウェア	238,895	利益剰余金	3,328,001
ソフトウェア仮勘定	139,256	利益準備金	70,790
その他	10,782	その他利益剰余金	3,257,211
投資その他の資産	2,140,031	別途積立金	925,055
投資有価証券	30,870	繰越利益剰余金	2,332,155
関係会社株式	332,350	自己株式	△119
長期前払費用	483	評価・換算差額等	9,029
前払年金費用	528,254	その他有価証券評価差額金	9,029
繰延税金資産	959,464	新株予約権	239,622
敷金の他	272,922		
その他	15,685	純資産合計	4,635,976
資産合計	9,547,677	負債純資産合計	9,547,677

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,590,792
売 上 原 価		9,011,051
売 上 総 利 益		3,579,741
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,039,180
営 業 利 益		540,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	579	
受 取 配 当 金	203,500	
為 替 差 益	82	
そ の 他	774	204,936
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	452	
売 上 債 権 売 却 損	699	1,151
経 常 利 益		744,344
税 引 前 当 期 純 利 益		744,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	156,124	
法 人 税 等 調 整 額	46,842	202,967
当 期 純 利 益		541,377

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	702,721	356,721	356,721
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	702,721	356,721	356,721

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	70,790	925,055	1,972,046	2,967,892	△119	4,027,215	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△181,268	△181,268		△181,268	
当 期 純 利 益			541,377	541,377		541,377	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	360,109	360,109	-	360,109	
当 期 末 残 高	70,790	925,055	2,332,155	3,328,001	△119	4,387,324	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	9,369	9,369	141,954	4,178,539
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△181,268
当 期 純 利 益				541,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△339	△339	97,668	97,328
当 期 変 動 額 合 計	△339	△339	97,668	457,437
当 期 末 残 高	9,029	9,029	239,622	4,635,976

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

①評価基準 … 原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

②評価方法

商 品：移動平均法

仕掛品：個別法

貯蔵品：移動平均法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) … 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間 (原則3年) に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作のソフトウェア等のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

<表示方法の変更に関する注記>

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用)

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1 工事進行基準による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 1,457,566千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は受注制作のソフトウェアのうち、成果の確実性が認められる契約について、工事進行基準を適

用して売上高を計上しております。工事進行基準の適用にあたって用いられる進捗度は、原価総額の見積りに対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。

原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の件費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積もっております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	332,350千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、子会社及び関連会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難な株式について、当該子会社及び関連会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、帳簿価額を実質価額の金額まで減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

評価の見積りに用いる実質価額は、当該子会社及び関連会社の直近の財務諸表の純資産価額としております。また、回復する見込があると認められる場合とは、事業計画等により将来の実質価額が投資額と同水準まで戻ることが明らかな場合等です。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下し、かつ、回復の見込がない子会社及び関連会社が存在しないため、関係会社株式評価損の計上はありませんが、将来の不確実な経済状況の変動等により、子会社及び関連会社の純資産価額に著しい影響を与えた場合に、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損が計上される可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1 関係会社に対する短期金銭債権	1,289,824千円
短期金銭債務	249,935千円
2 有形固定資産の減価償却累計額	376,972千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
売上高	5,243,950千円
仕入高	1,056,979千円
役務提供料収入	734,143千円
営業取引以外の取引高	203,550千円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 355株

＜税効果会計に関する注記＞

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

たな卸資産評価損	1,346千円
減価償却費	6,550千円
貸倒引当金	1,177千円
未払費用	191,436千円
未払事業税	10,855千円
退職給付引当金	580,414千円
退職給付信託	302,907千円
資産除去債務	43,136千円
新株予約権	72,845千円
その他	60,751千円
繰延税金資産小計	1,271,422千円
評価性引当額	△112,939千円
繰延税金資産合計	1,158,483千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△160,589千円
資産除去債務に対応する除去費用	△38,174千円
その他有価証券評価差額金	△255千円
繰延税金負債合計	△199,018千円
繰延税金資産純額	959,464千円

<関連当事者との取引に関する注記>

1 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株) 安川電機	被所有 直接 38.3%	ソフトウェアの 受託開発等及び 電気品等の仕入先	ソフトウェアの 受託開発及び 計算事務等情報 処理並びに システム等管理 運営受託等	5,039,542	売掛金	1,007,771

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発等の販売に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)YE DIGITAL Kyushu	所有 直接 96.7%	ソフトウェアの 開発委託先及び 技術出向者の受入	ソフトウェアの 開発委託等	812,338	買掛金	133,747
関連会社	(株)アイキューブデジタル	所有 直接 40.0%	ソフトウェアの 受託開発等及び 技術出向者の派遣	短期貸付金に係る 利息の受取	550	その他 流動資産	100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発等の委託に関する取引につきましては、見積書を受領のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	別オートメーション・ドライブ㈱	なし	ソフトウェアの 受託開発等	ソフトウェアの 受託開発及び システム等管理 運営受託等	615,142	売掛金	237,693

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ソフトウェア開発等の販売に関する取引につきましては、見積書を提示のうえ価格交渉を行い、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1	1株当たり純資産額	242円53銭
2	1株当たり当期純利益	29円87銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、2022年4月1日付けで退職金・年金制度の改定を行い、安川電機企業年金基金における資産の一部を確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移換しました。

その結果として、翌事業年度に特別利益3億97百万円程度を計上する見込です。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社 Y E D I G I T A L
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 嵯峨 貴弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋田 博之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Y E D I G I T A L の 2021年3月1日から2022年2月28日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました
- (2) 各監査役は、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社 YE DIGITAL 監査役会

監査役（常勤） 城 山 忠 毅 ㊞

社外監査役 平 山 雅 之 ㊞

社外監査役 大 串 秀 文 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第45期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は90,634,225円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は1単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主様へ単元未満株式の買増制度を導入するため、その旨の規定を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部部を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>第10条～第14条 (省略)</p>	<p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>本会社の株主は、株式取扱規程に定める、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第45条 (省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第46条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>第2条</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>第3条</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">えん どう なお と 遠藤直人 (1955年3月5日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1976年3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 1978年2月 当社へ転籍 2002年6月 当社取締役 2011年5月 株式会社安川情報九州（現株式会社YE DIGITAL Kyushu）代表取締役社長 2016年3月 当社常務執行役員サービスビジネス本部長 2017年3月 当社副社長執行役員サービスビジネス本部長 2018年5月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 遠藤氏は、システム開発ならびに営業の事業責任者を経て、当社の取締役や子会社株式会社安川情報九州（現株式会社YE DIGITAL Kyushu）の代表取締役を歴任されており、2018年からは当社代表取締役社長を務めております。これまで培われた経営者としての経営全般にわたる豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>たま い ひろ はる 玉井 裕治 (1964年1月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年3月 当社入社 2013年9月 当社理事 2014年3月 当社理事第1ソリューション本部長 2014年6月 当社執行役員第1ソリューション本部長 2015年9月 当社執行役員第1ソリューション本部長兼営業本部副本部長 2018年3月 当社常務執行役員組込・制御システム本部長 2021年3月 当社専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 2021年5月 当社取締役専務執行役員IoT事業統括 組込・制御システム本部長 現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 玉井氏は、システム開発ならびに営業の業務に携わり、それらの事業責任者として培われた豊富な経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	6,000株
3	<p>ひさ の ひろ みち 久野 弘道 (1960年9月18日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社 2012年9月 当社理事 2013年6月 当社取締役執行役員 2015年3月 当社取締役執行役員経理部長兼CSR推進本部長 2016年3月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員管理統括 管理本部長、現在に至る。</p> <p>[取締役候補者とした理由] 久野氏は、株式会社安川電機で培われた豊富かつ幅広い経験・見識をもとに、当社の経営企画・管理の業務に携わる等、経営全般に関する高い見識を有しており、その経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">の ぐち ゆう し 野 口 雄 志 (1953年2月12日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役候補者]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員候補者]</p>	<p>1971年4月 日本通運株式会社入社 1997年4月 米国日通本社米州地域情報システム部長 2006年10月 日本通運株式会社3PL部営業部長 2007年4月 同社常務理事IT推進部長 (CIO) 2014年7月 グリットコンサルティング合同会社代表、現在に至る。 2016年6月 当社社外取締役、現在に至る。 2019年7月 株式会社グリッターフレンズ代表取締役、現在に至る。</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 野口氏は、日本通運株式会社ならびに同社グループ、グリットコンサルティング合同会社、株式会社グリッターフレンズで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	10,000株
5	<p style="text-align: center;">し も い け し ょ う い ち ろ う 下 池 正 一 郎 (1968年5月21日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役候補者]</p>	<p>1994年3月 株式会社安川電機入社 2014年6月 同社技術開発本部スマートロボティクスセンタ企画開発チームリーダー 2015年3月 同社技術開発本部開発研究所自動化機器技術部長 2018年3月 同社ICT戦略推進室副室長 2018年5月 当社社外取締役、現在に至る。 2022年3月 株式会社安川電機執行役員ICT戦略推進室長、現在に至る。</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 下池氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、株式会社安川電機でシステム開発をはじめ、研究開発、技術企画、生産管理等の業務に携わる等、これまで培われた豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏には、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">三浦正道 (1975年3月22日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員候補者</p>	<p>2001年10月 弁護士登録 三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所</p> <p>2007年4月 同所パートナー、現在に至る。</p> <p>2018年5月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 三浦氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富かつ幅広い経験・見識等を当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏には、当社の倫理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	-

- (注) 1 取締役候補者下池正一郎氏は、略歴にて記載のとおり株式会社安川電機の執行役員ICT戦略推進室長であり、同社は当社株式を6,940千株（持株比率38.29%）保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。
- 2 その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3 取締役候補者野口雄志氏、下池正一郎氏および三浦正道氏は社外取締役候補者であります。また、野口雄志氏および三浦正道氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案で各氏が選任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 4 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 野口雄志氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年11ヶ月となります。
 - ② 下池正一郎氏および三浦正道氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - ③ 野口雄志氏および三浦正道氏は、現在または過去10年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
 - ④ 野口雄志氏および三浦正道氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除く）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ⑤ 下池正一郎氏は、現在または過去10年間において当社の特定関係事業者である株式会社安川電機の業務執行者であり、過去2年間において使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
 - ⑥ 野口雄志氏、下池正一郎氏および三浦正道氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および事後の対応について
該当事項はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、野口雄志氏、下池正一郎氏および三浦正道氏との間で当該責任限定契約を締結しております。本議案で各氏が選任された場合、当該責任限定契約の締結を継続する予定であります。

その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

5 役員等賠償責任保険契約について

当社は、社外役員を除く取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。また、本議案で選任が承認された社外役員を除く取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	新任/ 再任	現在の役職	企業 経営	事業 戦略	IT DX	ダイバーシティ 人材開発	財務 会計	法務リスク 管理
遠藤 直人	再任	代表取締役 社長	●	●	●	●		
玉井 裕治	再任	取締役 専務執行役員	●	●	●	●		
久野 弘道	再任	取締役 常務執行役員		●		●	●	●
野口 雄志	再任	社外取締役 独立役員	●	●	●	●		
下池 正一郎	再任	社外取締役		●	●	●		
三浦 正道	再任	社外取締役 独立役員				●		●

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役平山雅之氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
さがら よういち 相良陽一 (1967年10月1日生) 新任 社外監査役候補者	1990年3月 株式会社安川電機入社 2006年8月 米国安川電機出向 2011年9月 株式会社安川電機経営企画室関連会社管理 担当課長 2014年3月 欧州安川有限会社出向 2019年3月 株式会社安川電機ロボット事業部事業企画 部長 2021年3月 同社監査部内部統制担当部長 2022年3月 同社監査部長、現在に至る。 [社外監査役候補者とした理由] 相良氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、株式会社安川電機で培ってきた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていた ため、社外監査役候補者としたしました。	-

- (注) 1 監査役候補者相良陽一氏は、略歴にて記載のとおり株式会社安川電機の監査部長であり、同社は当社株式を6,940千株（持株比率38.29%）保有しており、当社は同社の情報処理業務を受託しているほか、同社の製品に組み込まれるソフトウェア等を受託開発しております。
- 2 相良陽一氏は社外監査役候補者であります。
- 3 社外監査役候補者の社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の独立性について
- ① 相良陽一氏は、現在及び過去10年間において当社の特定関係事業者である株式会社安川電機及び同子会社の業務執行者であり、過去2年間において使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
- ② 相良陽一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 在任中に不正な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および事後の対応について
 該当事項はありません。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、本議案で相良陽一氏が選任された場合、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約の内容の概要はつぎのとおりであります。
 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額（金銭）の改定の件

取締役の報酬額は、基本報酬については2002年6月13日開催の第24回定時株主総会において、月額10百万円以内とご承認をいただいております。

また、監査役の報酬額は、基本報酬については2001年5月15日開催の第23回定時株主総会において、月額3百万円以内とご承認をいただいております。

このたび、上記の定時株主総会時から取締役構成等の役員体制を変更していること、コーポレートガバナンス強化等による優秀な人材を確保すること及び社外取締役に期待される役割や負荷並びに監査役の特長性及び責務の増大していること、さらに、今後の役員報酬制度の改定にも柔軟に対応できるように、本総会において取締役及び監査役の報酬額の限度額を月額から年額に改めさせていただくとともに、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、監査役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたく存じます。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は本ご通知15頁、16頁に記載の通りであります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当のものであると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されました後も取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、員数の変更はありません。

また、各監査役の報酬につきましては、上記報酬額の範囲で、監査役の協議により決定いたしますが、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、本総会後も員数の変更はありません。

第6号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の改定の件

1. 提案の理由

当社は、2015年より株式報酬型ストック・オプションを導入し、その後、2017年6月13日開催の第40回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を1,500個以内（うち社外取締役分は150個以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与について株主総会における決議事項が明確化されたこと、また、上記の定時株主総会時から取締役構成等の役員体制を変更していることに伴い、あらためて当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、下記のとおり、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。）とさせていただきたく存じます。

また、この報酬額の改定とあわせて、新株予約権の総数等、その内容を一部改定させていただき、2017年6月13日開催の第40回定時株主総会において承認可決されております株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる内容を以下のとおりといたしたく存じます。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は招集ご通知15頁、16頁に記載の通りであります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当のものであると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されました後も取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、員数の変更はありません。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の総数

各事業年度において2,500個（うち社外取締役分は250個）を年間の上限とする。

(2) 目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的

である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が普通株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役及び監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは

は株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

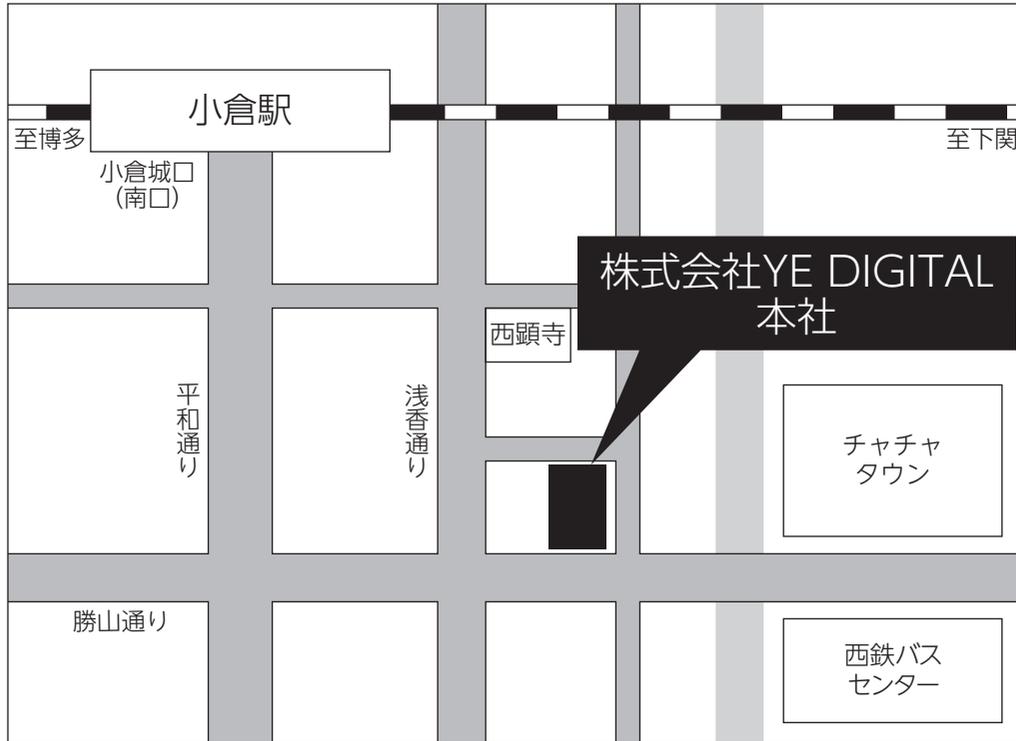
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

[ご参考]当社執行役員に対しても、取締役と同様に株式報酬型ストック・オプションとして、上記2.(2)ないし(9)と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 株式会社YE DIGITAL本社 プレゼンテーションルーム
北九州市小倉北区米町二丁目1番21号 APエルテージ米町ビル6階
TEL 093(522)1010(代)
JR小倉駅小倉城口(南口)から徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

